

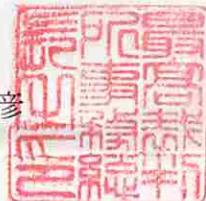
最高裁秘書第2628号

令和元年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2281号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月24日付け最高裁民三第381号民事局長依命通達「執行官採用選考の実施について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁民三第381号

(人い-03)

平成28年6月24日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

執行官採用選考の実施について（依命通達）

標記の選考の実施について下記のとおり定めましたので、平成6年12月20日
付け最高裁民三第441号事務総長通達「執行官等に関する事務について」記第2
の1の定めによるほか、これによってください。

記

1 選考委員会

(1) 執行官採用選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、当該地方裁判所
の裁判官（兼ねて当該地方裁判所に補職されている者を含む。）二人、事務局
長、民事首席書記官及び刑事首席書記官で構成する。

なお、事務局長、民事首席書記官又は刑事首席書記官に差し支えがあるとき
は、当該地方裁判所の指定する者をもって代えることができる。

(2) 選考委員会は、次の権限及び責務を有する。

ア・執行官採用選考（以下「選考」という。）を実施し、その結果を執行官の
任命権者に通知すること。

イ 選考の実施に必要な事項について調査を行うこと。

(3) 選考委員会は、(2)に定める権限の一部を選考委員会を構成する委員に委任し、
又は権限の行使に必要な補助事務を他の職員に行わせることができる。

2 選考資格

(1) 選考を受験する資格（以下「選考資格」という。）を有する者は、執行官規則（昭和41年最高裁判所規則第10号）第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準として平成28年6月15日付け最高裁判所裁判官会議により定めた基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）とする。ただし、ア又はイのいずれかに該当する者を除く。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定に該当する者

(2) 次のアからウまでに掲げる年数が採用予定日において通算して10年以上の者については、基準該当者として扱う。

ア 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項各号に規定する俸給表のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数

(ア) 行政職俸給表(一)

(イ) 税務職俸給表

(ウ) 公安職俸給表(一)

(エ) 公安職俸給表(二)

イ 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数

ウ 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数

(3) (2)に定める者以外の者については、選考委員会が、その者の経歴、資格等に基づき、採用予定日において基準該当者に該当するか否かを個別に審査する。

3 受験者の募集

地方裁判所は、優秀な人材を確保するため、有効かつ適切な方法により広く募集を行うものとする。

4 選考の受付

(1) 提出書類

選考を受験しようとする者は、次の書類を選考委員会に提出する。

ア 選考申込書

イ 選考資格に係る申告書（以下「申告書」という。）

(2) 選考資格の審査等

ア 選考委員会は、選考申込書及び申告書により選考申込者の選考資格を審査し、これらの書類の記載に不備がある場合には、補正を命ずるものとする。

イ 選考委員会は、選考合格者の決定までに、期限を定めて、申告書の記載事項を証明する書面（戸籍謄本、本籍が記載された住民票の写し及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）を除く。以下「証明書」という。）の提出を求めることができる。

ウ 選考委員会は、選考申込書及び申告書の記載の不備等により選考資格の有無が明らかでない者又はイの定めにより定めた期限までに証明書を提出しなかった者について、筆記試験又は面接試験の受験を認めないことができる。

5 選考方法

選考は、筆記試験及び面接試験により行うこととし、それらの内容は、次のとおりとする。

(1) 筆記試験

ア 対象者

選考申込者のうち、次に掲げる者以外の者

(ア) 選考資格を有しないと判定された者

(イ) 4の(2)のウの定めにより筆記試験の受験を認めないとされた者

(ウ) イの定めにより筆記試験の全部を免除された者

イ 筆記試験の免除

選考委員会は、選考申込書及び申告書の記載事項を審査して、執行官規則第1条第2項に該当する者について、筆記試験の全部又は一部を免除するこ

とができる。

なお、同項に規定する「裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験」とは、司法修習生考試、簡易裁判所判事選考試験、副檢事選考試験、司法書士試験及び弁理士試験をいう。

ウ 内容

筆記試験は、理論、実務知識及びそれらの応用能力の考査を目的として行う。

エ 試験範囲等

筆記試験は、憲法、執行官法、民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法及び刑法を試験範囲として、択一式及び論文式により行う。

(2) 面接試験

ア 対象者

筆記試験合格者及び5の(1)のイの定めにより筆記試験の全部を免除された者。ただし、4の(2)のウの定めにより面接試験の受験を認めないとされた者を除く。

イ 内容

面接試験は、人物、適性及び執行官に必要とされる専門的能力の考査を目的として行う。

ウ 試験官

面接試験の試験官は、原則として、選考委員会を構成する委員の中から充てるものとし、互選により、そのうちの一人を主任試験官に定める。主任試験官は、面接試験の事務を総括する。

6 選考合格者の決定

選考委員会は、筆記試験及び面接試験の成績を総合的に評定して選考合格者を決定する。

7 国籍及び欠格事由の調査

選考委員会は、選考合格者の決定後、速やかに期限を定めて、2の(1)のア又はイに該当するか否かについて、(1)及び(2)の調査を行う。ただし、選考合格者が常勤の裁判所職員である場合において、選考委員会が調査を行う必要がないと認めるときは、その調査の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 選考合格者から戸籍謄本又は本籍が記載された住民票の写しを提出させた上、当該選考合格者の本籍地の市区町村長に照会書等を送付することにより、禁治産又は準禁治産の宣告を受けた者でないこと及び禁錮以上の刑に処せられたことがないことを調査する。
- (2) 選考合格者から登記事項証明書を提出させ、成年被後見人又は被保佐人でないことを調査する。

8 選考合格者の決定の取消し

- (1) 選考委員会は、選考合格者が選考資格を有しないことが判明した場合には、当該選考合格者の合格の決定を取り消す。
- (2) 選考委員会は、選考合格者が7の定めにより定めた期限内に戸籍謄本又は本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書を提出しない場合には、当該選考合格者の合格の決定を取り消すことができる。

9 その他

- (1) この通達に定めるもののほか、選考の実施に必要な事項は、各地方裁判所の定めるところによるものとする。
- (2) 選考資格、筆記試験の免除等の取扱いについて疑義がある場合には、選考委員会は、最高裁判所事務総局民事局に照会するものとする。

付 記

この通達は、平成28年6月25日から実施する。